$\overline{}$
傍
線
部
分
は
修
正
部
分
\sim

	住民の福祉の向上に寄与すると認められるものであること。
	野に系る施策を一体的に惟進することにより産業の振興及び
〔新設〕	当該区域の所在する地域において国有林野事業及び民有林
採取区として指定することができる。	
ことその他の農林水産省令で定める基準に該当するものを樹木	
することにより産業の振興に寄与すると認められるものである	として指定することができる。
において国有林野事業及び民有林野に係る施策を一体的に推進	の区域であつて、次に掲げる基準に該当するものを樹木採取区
する一団の国有林野の区域であつて、当該区域の所在する地域	ため、樹木の採取に適する森林資源が存在する一団の国有林野
成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在	持増進を図りつつ、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図る
第八条の六 農林水産大臣は、効率的かつ安定的な林業経営の育	第八条の六 農林水産大臣は、国有林野の有する公益的機能の維
(樹木採取区の指定)	(樹木採取区の指定)
[略]	[略]
第二章の二 樹木採取権	第二章の二 樹木採取権
第二章の次に次の一章を加える。	第二章の次に次の一章を加える。
[略]	[略]
百四十六号)の一部を次のように改正する。	百四十六号)の一部を次のように改正する。
第一条 国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二	第一条 国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二
(国有林野の管理経営に関する法律の一部改正)	(国有林野の管理経営に関する法律の一部改正)
修 正 前	修 正 後
(傍線音気に値正音気)	

民間事業者に樹木採取権を設定することにより 玉 出の保

全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進 が図られる

こと。

その 他 農 林 水産省令で定める基準に該当するも 0 であるこ

2 前項の規定による指定は、 管理経営基本計画及び地域管理経

営計画に適合したものでなければならない。

3 農林水産大臣は、 第一項の規定による指定をしたときは、 遅

滞なく、 しなければならない。 当該樹木採取区を表示する図面と併せてこれらを公示 樹木採取区を変更し、 又はその指定を解

除するときも、 同様とする

(公募)

第八条の七 農林水産大臣は、 前条第一 項の規定による指定をし

たときは、 農林水産省令で定めるところにより、 次に掲げる事

項をあらかじめ公表して、 樹木採取権の設定を受けることを希

望する者を公募するものとする。

樹木採取区の所在地及び面積

樹木採取権 の存 続 期間

三 権利設定料 . の額

兀 樹木料 (樹木採取区において採取される樹木の対価をいう。

以下同じ。) の算定の基礎となるべき額及び算定方法

〔新設〕

新設

〔新設〕

2

なく、 農林水産大臣は、 当該樹木採取区を表示する図面と併せてこれらを公示し 前項の規定による指定をしたときは、

遅 滯

するときも、 同様とする。

なければならない。

樹木採取区を変更し、

又はその指定を解除

(公募)

第八条の七 農林水産大臣は、 前条第 項の規定による指定をし

項をあらかじめ公表して、 たときは、 農林水産省令で定めるところにより、 樹木採取権の設定を受けることを希 次に掲げる事

望する者を公募するものとする。

樹木採取権 樹木採取区の所在地及び面積 0 存続期間

三 権利設定料の 額

兀 樹木料(樹木採取区において採取される樹木の対価をいう。

以下同じ。)の算定の基礎となるべき額及び算定方法

五 樹木採取権を行使する際の指針

六 第八条の十四第二項第一号の樹木の採取に関する基準

七 樹木の採取と一体的に行う採取跡地における国有林野事業

としての植栽に関する事項

をするために必要な事項として農林水産省令で定めるもの八 前各号に掲げるもののほか、次条第一項の規定による申請

[略]

(申請書)

第八条の九 前条第二項の申請書には、次に掲げる事項を記載し

なければならない。

係の確立に関する方針その他の事業の基本的な方針一が樹木採取区における樹木の採取及び木材の安定的な取引関

二 樹木採取区の所在地

三 氏名又は名称及び住所

うに足りる経理的基礎を有することを明らかにするために必じ。)を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行た適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同四 経営管理(森林について自然的経済的社会的諸条件に応じ

なるべき額を勘案して提示する樹木料の算定の基礎となる額五 第八条の七の規定により公表された樹木料の算定の基礎と

要な事項として農林水産省令で定めるもの

五 樹木採取権を行使する際の指針

六 第八条の十四第二項第一号の樹木の採取に関する基準

〔新設〕

をするために必要な事項として農林水産省令で定めるもの前各号に掲げるもののほか、次条第一項の規定による申請

[略]

七

(申請書)

第八条の九 前条第二項の申請書には、次に掲げる事項を記載し

なければならない。

係の確立に関する方針その他の事業の基本的な方針一が樹木採取区における樹木の採取及び木材の安定的な取引関

二 樹木採取区の所在地

三 氏名又は名称及び住所

四 経営管理(森林について自然的経済的社会的諸条件に応じ

た適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同

うに足りる経理的基礎を有することを明らかにするために必じ。)を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行

要な事項として農林水産省令で定めるもの

なるべき額を勘案して提示する樹木料の算定の基礎となる額五第八条の七の規定により公表された樹木料の算定の基礎と

(以 下 「申請! 額」という。)

六 需要の 置法 0 地、 取 とする場合に限る。) との取引関係、 材利用事業者等をいう。 引関係 木材利用事業者等(木材の安定供給の確保に関する特別措 (同項に規定する木材製品利用事業者等をいう。 種類及び規模 (平成八年法律第四十七号) 第四条第一項に規定する木 開拓その他これらの者との連携による木材の安定的 0 確立に関する事項として農林水産省令で定めるも 同項に規定する木材生産流通改善施設の (当該木材生産流通改善施設を整備しよう 並びに木材の用途の拡大その 以下同じ。)及び木材製品利用事業者 他の 以下同じ。) 木材 所在 な \mathcal{O}

七 項 る産業の振興及び住民の福祉の向上に対する寄与に関する事 \mathcal{O} 業としての植栽に関する事項その他の樹木採取 所在する地域における雇用の増大その他 前各号に掲げるもののほ 樹木の採取と一体的に行う採取跡地における国 か、 事業の実施による樹木採取区 の当該地 権者の 有林野事 域におけ 選定に

2 [略]

関し必要となる事項として農林水産省令で定めるもの

(選定)

第八条の十 り 第八条の八第一 農林水産大臣は、 項の規定による申請をした者(以下 農林水産省令で定めるところによ 申 · 請

> (以下「申請 額」という。)

六

置法 地、 等 0) との取引関係、 取引関係 需要の開拓その とする場合に限る。) 材利用事業者等をいう。 木材利用事業者等(木材の安定供給の確保に関する特別 (同項に規定する木材製品利用事業者等をいう。 種類及び規模 (平成八年法律第四十七号) 第四条第一項に規定する木 0 確立に関する事項として農林水産省令で定めるも 他これらの者との連携による木材の安定的 同項に規定する木材生産流通改善施設の (当該木材生産流通改善施設を整備しよう 並びに木材の用途の拡大その他 以下同じ。)及び木材製品利用事業者 以下同じ。) 0) 木 所 材 な 0 在 措

七 その他の 要となる事項として農林水産省令で定めるもの する寄与に関する事項その他の樹木採取権者の選定に関し必 前各号に掲げるもののほ 樹木採取区の 所在する地域における産業の か、 事業の実施による雇用の増 振興に

対

大

2 略

(選定)

第八条の十 り、 第八条の八第一 農林水産大臣 項の規定による申請をした者 は、 農林水産省令で定めるところによ (以下 「申請

しなければならない。者」という。)が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査

- 実に行うに足りる経理的基礎を有すると認められること。 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確
- 算定の基礎となるべき額以上であること。 申請額が農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木料の
- り木材の安定的な取引関係を確立することが確実と認められ三、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携によ

四 樹木の採取と一体的に、採取跡地において国有林野事業と

しての植栽を行うことが見込まれること。

管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでな五 前各号に掲げるもののほか、国有林野の適切かつ効率的な

2 る地 請額、 ての申請者の申請書について評価し、 令で定める事項を勘案して、その適合していると認められた全 興及び住民の福祉の向上に対する寄与の程度その他農林水産省 同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは 農林水産大臣 域における雇用の増大その他の当該地域における産 事業の実施体制、 は、 前項の規定により審査した結果、 事業の実施による樹木採取区 樹木採取権の設定を受け 申 の所在す 一業の -請者が 振 申

しなければならない。者」という。)が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査

- 実に行うに足りる経理的基礎を有すると認められること。経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確
- 算定の基礎となるべき額以上であること。 申請額が農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木料の
- り木材の安定的な取引関係を確立することが確実と認められ三 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携によ

〔新設〕

ること。

管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでな四 前三号に掲げるもののほか、国有林野の適切かつ効率的な

いこと。

2 請額、 業の振興に対する寄与の程度その他農林水産省令で定める事 ものとする。 請書について評価し、 を勘案して、 同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、 農林水産大臣は、 事業の実施体制、 その適合していると認められた全ての申請 前項の規定により審査した結果、 樹木採取権の設定を受ける者を選定する 樹木採取区の所在する地域における産 申請 者 の申 者 申 項 が

第一条 条の規定は、 第八条の二十五 第八条の十九 [略] [略] 略 (施行期日) う るものとする。 の採取と一体的に行うことを確保するために必要な措置を講ず いて国有林野事業としての植栽が確実かつ効率的に行われるよ る者を選定するものとする。 (樹木採取権の存続期間 (採取跡地の植栽) 附 この法律は、 当該樹木採取区に係る樹木採取権者が当該植栽をその樹木 則 公布の日から施行する。 樹木採取権の存続期間は、十年以内とする。 農林水産大臣は、樹木採取区内の採取跡地にお 令和二年四月一日から施行する。ただし、 次 第一条 この法律は、 次条の規定は、 第八条の二十五 第八条の十九 [略] [略] [略] (施行期日) 当該樹木採取区に係る樹木採取権者に対し、 木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとする。 いて国有林野事業として行う植栽の効率的な実施を図るため、 (樹木採取権の存続期間 (採取跡地の植栽) 附 則 公布の日から施行する。 樹木採取権の存続期間は、 農林水産大臣は、 平成三十二年四月一日から施行する。ただし、 樹木採取区内の採取跡地にお 五十年以内とする。 当該植栽をその樹